

輸送の安全に関する情報

1. 輸送の安全に関する基本的な方針

- (1) 社長は、輸送の安全確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全確保に主導的な役割を果たす。
- (2) 社長は、現場における安全に関する声に耳を傾け現場の状況を十分踏まえつつ、社員に対し輸送の安全確保が最も重要であるという意識を徹底させる。
- (3) 安全マネジメントを確実に実行し、全社員が一丸となって業務を遂行することにおいて、絶えず輸送の安全性の向上に努める。
- (4) 輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

2. 輸送の安全に関する目標と達成状況

平成31年度（2019年度）安全目標と達成状況

| | | |
|--------------|------|------|
| (1) 重大事故発生件数 | 目標0件 | 結果0件 |
| (2) 人身事故発生件数 | 目標0件 | 結果0件 |
| (3) 酒気帯び出勤件数 | 目標0件 | 結果0件 |
| (4) 車内事故発生件数 | 目標0件 | 結果0件 |

令和2年度（2020年度）安全目標

| | |
|----------------|-------|
| (1) 重大事故発生件数 | 目標0件 |
| (2) 人身事故発生件数 | 目標0件 |
| (3) 酒気帯び出勤件数 | 目標0件 |
| (4) 車内事故発生件数 | 目標0件 |
| (5) 輸送の安全に係る予算 | 800千円 |
| 乗務員指導に係る予算 | 600千円 |
| 安全管理の強化に係る予算 | 200千円 |

3. 事故に関する統計（平成31年度）

自動車事故報告規則第二条に規定する事故 0件

4. 輸送の安全に関する重点施策

- (1) 輸送の安全確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規定に定められた事項を遵守します。
- (2) 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うように努めます。
- (3) 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正処置又は予防措置を講じます。
- (4) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達・共有します。

(5) 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを的確に実施する。

5. 輸送の安全に関する令和2年度の計画

(1) 日常点呼時の指導強化

点呼者は乗務員が良質な睡眠をとっているか等の健康状態を会話や表情にて確認をする。

(2) 乗務員研修、教育

eラーニングの活用により指導監督指針及び法令で定められた内容の教育を充実させる。
ドライブレコーダーの記録を活用した研修を行う



ドライブレコーダー研修実施



ドライブレコーダー研修実施

(3) 安全管理の強化

睡眠時無呼吸症候群スクリーニングを実施するとともに新しく脳健診を受診させます。

(4) 輸送の安全に係る情報伝達体制

定期的に少人数での業務連絡会を開催し、出席者より各乗務員へ連絡を取るとともに、全体的な連絡会を設置し意見交換を行っている。又事務所内にてご意見箱を設置し意見・ヒヤリハットなどの情報を収集しています。



ご意見箱



業務連絡会

6. 平成31年度実績

- (1) 指導監督指針及び法令で定められた内容の教育 (4月・5月・8月・12月 実施)
- (2) ドライブレコーダー研修 (5月・8月・12月・3月 実施)

- (3) 車両火災時の手順確認・非常設備の点検・操作確認 (12月 実施)
- (4) 睡眠時無呼吸症候群スクリーニング (1月 実施)
- (5) 無事故無違反チャレンジコンテスト参加 (10月～3月 参加)

7. 輸送の安全に係る内部監査の結果並びにそれに基づき講じた措置及び講じようとする措置
安全管理規定に基づき、安全統括管理者(高士誠司)が自己チェックリストを作成することにより
監査を令和2年2月27日～28日に実施した。

実施内容 : 社長の責務・安全管理体制が適正に行われているか、教育・研修の実施状況・ヒヤ
リハット等伝達体制が構築されているかを確認した。

結果 : 会議等の内容が、記録としてファイルされていない。

結果に基づき講じようとする措置 : 教育・研修・会議に記録を作成しファイルする

8. 安全管理規定

別紙「安全管理規定」参照

9. 安全統括管理者

代表取締役 高士 誠司

10. 組織体制・指揮命令系統組織図

別紙1「組織体制・指揮命令系統組織図」参照

11. 事故・災害等の連絡体制

別紙2「緊急連絡網」参照

以 上